

輸出促進のための植物防疫対策

【輸出促進のための植物防疫対策事業 180（69）百万円】
【消費・安全対策交付金 2,048（2,096）百万円の内数】

対策のポイント

- ・ 輸出相手国で登録されていない農薬等の使用を低減する防除技術の確立や輸出解禁協議等において必要となる国内病虫害情報の収集等の取組を支援します。
- ・ 輸出に必要な検疫条件を産地等へ情報提供するとともに、集荷地等での輸出検査を行うことにより、産地等の輸出の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 輸出解禁協議においては、輸出相手国が侵入を警戒する病虫害が我が国に発生していること等を理由に**解禁が認められない場合があります**。
- ・ また、我が国の通常の防除体系で使用される農薬には、輸出相手国で当該作物が生産されていないため農薬登録がなされていないこと等により、**我が国に比べ極めて低い残留基準が設定されているものが多く、輸出向けに使用可能な農薬が限定されています**。
- ・ これらの課題に対応するとともに、**集荷地等での輸出検査等の輸出検疫体制を強化することにより、円滑な輸出を支援する必要があります**。

政策目標

- 輸出先国の残留基準に適合しうる新たな防除体系の確立
- 輸出先国が侵入を警戒する病虫害に関する情報の収集等による輸出解禁協議の推進

<主要内容>

1. 農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業〔新規〕

96（一）百万円

輸出重点品目のうち、輸出相手国で登録のない農薬等が使用されているものについて、輸出相手国の残留農薬基準に適合するよう、天敵の使用など農薬の代替技術を導入するとともに、**海外での取組事例を調査し、これらを踏まえた新たな防除体系を確立・導入します**。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

2. 輸出検疫条件の確立〔拡充〕

消費・安全対策交付金 2,048（2,096）百万円の内数

諸外国へ我が国農産物の輸出解禁要請・輸出条件の緩和の要請を行うに当たり、輸出相手国が侵入を警戒する病虫害の発生状況等の必要なデータ収集を目的とした調査等を支援します。併せて、病虫害の発生状況を踏まえた防除を行うとともに、消毒技術開発の調査・試験を行う等、輸出体制の強化を図る産地等を支援します。

（交付率：定額（1/2以内））
（事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等）

3. 輸出検疫体制の強化〔拡充〕

84（69）百万円

集荷地等での農産物の輸出検査の実施に引き続き取り組むとともに、主要海空港での遺伝子検定等の精密な輸出検査を導入します。さらに、諸外国の検疫条件について更なる分析・情報整理等を行い、農産物の輸出を志向する産地等に対し、輸出相手国の検疫条件の説明会等を通じた助言・指導を行うなど、輸出検疫体制を強化します。

（事業実施主体：植物防疫所）

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976）]

輸出促進のための植物防疫対策

農産物輸出促進のための防除体系の確立

産地の取組例

- 静岡県等
→ 安全安心・輸出戦略(茶)
- 青森県
→ りんごの病害虫防除対策

我が国の病害虫防除を巡る状況

- ・ 我が国には多様な病害虫が発生
- ・ 緑茶など、西欧諸国にはない多様な農産物を生産するため、輸出先国で登録のない農薬で防除

輸出先国の規制で、使用可能な農薬は限定

通常の栽培体系では、登録のない農薬が検出され輸出が困難

輸出に向けた課題

- 輸出先国で登録のない農薬等の代替又は使用低減技術の確立

農産物輸出促進のため

新たな防除体系の確立、実証

主要品目で防除体系を確立

- ・ 品目(りんご、緑茶、いちご、なし等)
- ・ 検討する内容
(代替農薬の導入、既存農薬の使用時期変更、天敵及びトラップ等)

薬剤抵抗性病害虫の発生産地で防除体系の確立

広域な防除体系の確立 (フェロモンの導入、新たな天敵調査、導入等)

諸外国での輸出の取組等を収集

新たな防除体系の確立により、① 我が国農産物の海外への輸出促進、② 産地の病害虫被害の軽減

輸出検疫条件の確立



「攻めの農政」

日本産農産物の輸出を希望



現時点で輸出受け入れ不可

- ・ 輸出相手国が侵入を警戒している病害虫が日本に発生している
- ・ 生産地で病害虫が未発生であることを日本側で証明できない

輸出解禁(条件緩和)に向けた二国間の協議の実施

二国間協議を実施するために必要となる情報等の収集

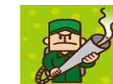
①病害虫の発生状況調査

輸出相手国が侵入を警戒する病害虫の日本国内での発生状況を調査。

国内に発生している病害虫に対しては、リスクを低減するための措置が必要となる。→②③

②輸出生産地の整備

輸出生産地に発生している病害虫を把握した上で、その発生状況を踏まえた防除及びその指導を行う。病害虫低密度発生地、無発生地を確立。



③消毒技術開発の支援

輸出生産地に発生している病害虫に対し、消毒技術の開発のための調査・試験を実施し、データの収集を行う。

